

新型コロナウイルス感染症の経口治療薬調剤対応薬局の体制整備について

【経緯等】

令和3年11月9日付け事務連絡「薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る医療提供体制の整備について」により、厚労省から、今夏の第5波を踏まえ、自宅療養者等に経口治療薬が処方された場合の医療提供体制を整備（経口治療薬調剤対応薬局（以下、「対応薬局」という。）のリスト化）するよう依頼があったもの。

【経口治療薬の供給方法】

供給量が限られる場合は、安定的な供給が可能になるまでの間は、一般流通を行わず、厚生労働省が所有した上で、医療機関の処方に基づき必要な患者に届くよう配分することが想定されている。（なお、各薬局・医療機関への配分方法、発注・納入の流れ等の詳細については後日厚労省より提示される予定）

【経口治療薬調剤対応薬局】

自宅療養者等の治療体制に対応・協力が可能であり、下記(1)(2)を満たす薬局

(1)R2.4.10 厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」の「2. 薬局における対応」に記載する服薬指導等の実施や薬剤の配送等の対応が可能

<対応>

- ① 電話や情報通信機器を用いた服薬指導の実施
- ② 調剤した薬剤を適切な配送方法（宅配等）により患者に届ける等、患者が薬局に来所せずに手に入る体制の整備

(2)夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応含む）が可能

※なお、厚労省の事務連絡において、

- ①二次医療圏に少なくとも1薬局以上となるようにすること
- ②対応薬局を選定する際は、地域における新型コロナウイルス感染症患者を診療している医療機関との連携体制や、住民の居住状況など、地域の実情を勘案することが重要であり、地域によって偏りがないように、地域の医師会、薬剤師会及び医薬品卸売販売業者と調整すること

が求められている。

【現時点での対応状況】

- ・ 11/11(木)に、富山県薬剤師会と対応薬局のリスト化について協議したところ、対応薬局に求められている上記要件を考慮し、地域連携薬局※を活用すればどうか、との意見をいただいた。
- ・ 上記意見を受けて、県内の8か所の地域連携薬局（別紙のとおり）に対し、11/16付け事務連絡で、対応薬局への協力依頼を行い、全ての薬局から了解をいただいた。

※地域連携薬局とは、「患者の入退院時の医療機関との情報連携や在宅医療等に地域の薬局と連携しながら、一元的・継続的に対応できる薬局」であり、地域連携薬局と称するには、都道府県知事の認定を受ける必要がある。

【今後の予定】

- ・ 対応薬局をリスト化したもの（別紙参照）を、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部へ提出する。
- ・ 厚生労働省から、今後、各薬局・医療機関への配分方法、発注・納入の流れ等の詳細が提示され次第、県医師会や県薬剤師会等関係団体に対し、本県における経口治療薬の医療機関への配分方法等について、事務連絡を行う予定である。

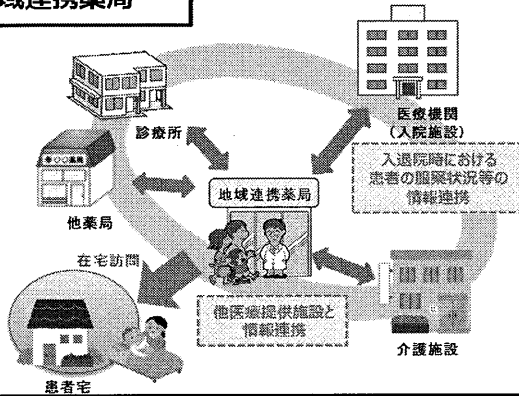
○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。（都道府県知事の認定、1年ごとの更新）

- ・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（地域連携薬局）
- ・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（専門医療機関連携薬局）

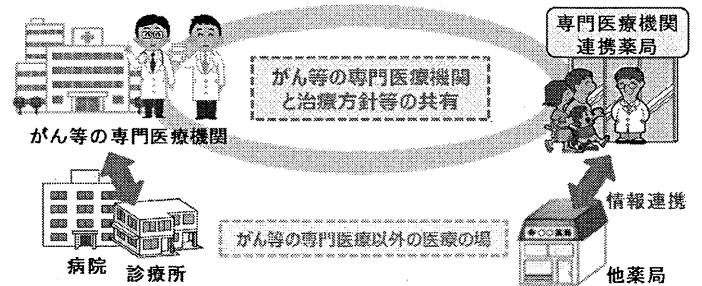
患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

地域連携薬局



専門医療機関連携薬局



【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

【主な要件】

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

認定薬局の役割

地域連携薬局

- 外来受診時だけではなく、在宅医療への対応や入退院時を含め、他の医療提供施設との服薬情報の一元的・継続的な情報連携に対応できる薬局
- 他の医療提供施設（医療機関、薬局等）の医療従事者との連携体制を構築した上で対応することが必要。
- 地域連携薬局としては、他の薬局に対する医薬品の提供や医薬品に係る情報発信、研修等の実施を通じて、他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

専門医療機関連携薬局（今回規定した「がん」の場合）

- がん患者に対して、がん診療連携拠点病院等との密な連携を行いつつ、より高度な薬学管理や、高い専門性が求められる特殊な調剤に対応できる薬局
- 専門医療機関連携薬局としては、他の薬局に対する抗がん剤等の医薬品の提供、がんの薬物療法に係る専門性の高い情報発信、高度な薬学管理を行うために必要な研修等の実施を通じて、専門的な薬学管理が対応可能となるよう他の薬局の業務を支えるような取組も期待。

別紙

【医療圏】	薬局名	薬局所在地 (市区町村以降)	電話番号 (FAX番号)	メール	開局日及び時間	時間外・緊急時の 電話番号
新川	うなづき薬局	〒938-0862 黒部市宇奈月町浦山804-1	0765-65-9383 (0765-65-9300)	masa.unaduki-p@ma.mrr.jp	定休日：年末年始、お盆 (周囲の医療機関の状況で変更あり) 月 9:30~19:00 火 9:30~19:00 水 9:30~19:00 木 9:30~19:00 金 9:30~19:00 土 9:30~17:30 日 9:30~17:30	0765-65-9383
	あんず薬局入善店	〒939-0624 下新川郡入善町青島402番 1	0765-74-2007 (0765-74-2017)	anzu.pharmacy.nyuzen@gmail.com	定休日：日曜日、祝日 月 9:00~18:00 火 9:00~18:00 水 9:00~18:00 木 9:00~18:00 金 9:00~18:00 土 9:00~17:00 日 定休日	0765-74-2007
富山	フロンティア薬局 富山中央店	〒930-0975 富山市西長江 1 丁目6-37	076-425-3211 (076-425-3215)	toyamachuo@frontier-web.jp	定休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始 月 9:00~17:30 火 9:00~17:30 水 9:00~17:30 木 9:00~17:30 金 9:00~17:30 土 定休日 日 定休日	090-4324-8743
	本郷はなの木薬局	〒939-8045 富山市本郷町 3 区198番 3	076-495-8366 (076-495-8367)	hananoki-hongou@pony.ocn.ne.jp	定休日：日曜日、祝日 月 9:00~18:00 火 9:00~18:00 水 9:00~17:00 木 9:00~18:00 金 9:00~18:00 土 9:00~13:00 日 定休日	076-495-8366

高岡	日本調剤大門薬局	〒939-0243 射水市下若53-6	0766-52-8560 (0766-52-8561)	jp-daimon@nicho.co.jp	定休日：日曜日、祝日 月 9:00~21:00 火 9:00~18:00 水 9:00~21:00 木 9:00~18:00 金 9:00~21:00 土 9:00~14:00 日 定休日	080-1241-9113
	瑠璃光薬局 高岡店	〒933-0918 高岡市大坪町1丁目5番22号	0766-73-6718 (0766-73-6721)	rurikouyakyoku.taka@gmail.com	定休日：年末年始、日曜日、 祝祭日 月 9:00~18:30 火 9:00~18:30 水 9:00~18:30 木 9:00~18:00 金 9:00~18:30 土 9:00~13:00 日 定休日	0766-73-6718
砺波	ファーマライズ薬局 南砺店	〒932-0211 南砺市井波938番地17	0763-82-8827 (0763-82-8828)	ph-nanto@pharmarise.co.jp	定休日：土曜日午前、日曜 日、祝日、年末年始 月 8:30~17:30 火 8:30~17:30 水 8:30~17:30 木 8:30~17:30 金 8:30~17:30 土 13:30~17:30 日 定休日	0763-82-8827
	ファーマライズ薬局 福光店	〒939-1610 南砺市福光1006-4	0763-53-0787 (0763-53-0788)	ph-fukumitsu@pharmarise.co.jp	定休日：土曜日午後、日曜 日、祝日、年末年始 月 9:00~18:00 火 9:00~18:00 水 9:00~18:00 木 9:00~18:00 金 9:00~18:00 土 9:00~13:00 日 定休日	0763-53-0787

事務連絡

令和3年11月9日

各 都道府県
保健所設置市
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る
医薬品提供体制の整備について

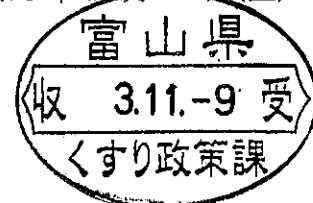
平素より、厚生労働行政に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、Ⅱ.（5）自宅療養者等の治療体制として、地域の医療関係者と協議・調整した上で、自宅療養者等に対する医薬品の提供体制について、想定される需要に対応する仕組みを構築すること等をお願いしているところです。

今後、新型コロナウイルス感染症の経口治療薬が国内で実用化された場合は、新たな治療の選択肢が増えることが期待されますが、供給量が限られる場合には、安定的な供給が可能になるまでの間は一般流通を行わず、厚生労働省が所有した上で、医療機関の処方に基づき必要な患者に届くよう配分することが想定されます。特に自宅療養者等に対して、外来診療後に院外処方として処方される場合には、自宅療養者等に適切かつ迅速に、必要な治療薬を滞りなく提供できるよう、地域の医師会、薬剤師会及び医薬品卸売業者等の関係者と連携の上、地域において対応する薬局（以下、「対応薬局」という。）をあらかじめリスト化して経口治療薬を配備する体制を整備する必要があります。

都道府県、保健所設置市及び特別区におかれては、地域の医師会、薬剤師会及び医薬品卸売販売業者等の関係者と協力・連携を図り、別紙1により地域の実情に応じた医薬品提供体制を整備して頂くようお願いいたします。

都道府県におかれては、保健所設置市・特別区と連携を行い、別紙1の1に従い、別紙2で対応薬局をリスト化し、とりまとめの上、令和3年11月26日（金）



までに厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）まで提出をお願いします。また、リストの更新・再提出については、適宜提出をお願いします。

各薬局・医療機関への配分方法、発注・納入の流れ等の詳細については、追ってお示しいたします。

なお、本件に関しては、日本医師会及び日本薬剤師会に情報提供しておりますことを申し添えます。

【問合せ】

<本件全体に関すること>

新型コロナウイルス感染症対策推進本部（戦略班）

corona-kusuri@mhlw.go.jp

03-5253-1111（内線 8027）

<薬局に関すること>

医薬・生活衛生局総務課（薬局担当）

hanbai-site@mhlw.go.jp

(別紙1)

薬局における新型コロナウイルス感染症の経口治療薬の配分に係る
医薬品提供体制の整備について（依頼事項）

1. 対応薬局のリスト化

- 地域において新型コロナウイルス感染症の経口治療薬（薬事承認された抗ウイルス薬）の調剤に対応する薬局（以下、「対応薬局」という。）をリスト化し、地域の医療機関等と共有すること。
- 対応薬局のリスト化に当たっては、以下に記載する体制が構築できるよう地域の薬剤師会と十分に調整を行い、二次医療圏に少なくとも1薬局以上となるようにすること。
- 対応薬局は、「今夏の感染拡大を踏まえた今後の新型コロナウイルス感染症に対応する保健・医療提供体制の整備について」（令和3年10月1日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）における自宅療養者等の治療体制に対応・協力する薬局（地域連携薬局を含む）のうち、以下（ア）（イ）のいずれも満たす薬局とすること。

（ア）「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課連名事務連絡）（以下、「令和2年4月10日事務連絡」という。）「2. 薬局における対応」に記載する服薬指導等の実施や薬剤の配送等の対応を行うこと。

（イ）夜間・休日、時間外、緊急時の対応（輪番制による対応含む）を行うこと
- 可能な限り手に入りやすい形で、患者に必要な治療薬を滞りなく提供できる体制を構築することが重要であることから、対応薬局については、令和2年4月10日事務連絡の2.（4）に沿って、医療機関から送付された処方箋に基づき、患者宅へ直接薬剤を届ける体制や、地域の運送業者と連携して配送する体制など、患者が薬局に来所せずに手に入る体制の構築を検討すること。その上で、こうした体制が構築可能な薬局をリストに掲載すること。
- リストに掲載する薬局については、別紙2の様式に従い、薬局名、所在地、連絡先、開局時間外や緊急時の連絡先等を記載しておくこと。

- 対応薬局は、地域における新型コロナウイルス感染症患者を診療している医療機関との連携体制や、住民の居住状況など、地域の実情を勘案することが重要であり、地域によって偏りがないう、地域の医師会、薬剤師会及び医薬品卸売販売業者等とよく調整すること。

2. 留意事項等

- 薬局から患者宅等に薬剤を届ける場合における配送費等については、「薬局における薬剤交付支援事業」が活用可能であること。
- 処方・調剤の流れ、医療機関と薬局の連絡等の手順（その際、患者の状態や療養環境、入院調整の有無等に関する情報の共有なども考慮）を確認できるようにしておくこと。
- 医療機関と薬局が適宜連携して対応できるようにするため、医療機関の緊急連絡先も薬局に共有できるようにしておくこと。
- なお、薬剤の供給量が限られる場合には、地域において円滑に治療薬を配備する必要がある。このため、対応薬局の中で、ある程度の在庫を持ち、リストに掲載された他の薬局が経口治療薬を必要と見込む場合に、当該薬局に対し薬剤の供給の役割を担う薬局を定める等の対応も考えられる（地域連携薬局を活用するなど）。

そうした対応をとる場合には、リスト中「供給の役割を担う薬局」の欄にその旨を記載すること。また、供給の役割を担う薬局は、地域の医薬品提供体制の確保のため、他の薬局から求めがあった場合には、対応すること。

地域連携薬局の基準

●地域連携薬局：入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局

	法律	基準
1	構造設備が、利用者の心身の状況に配慮する観点から必要なものとして厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	利用者のプライバシーに配慮した相談しやすい構造設備 ○ 利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口等及び相談の内容が漏れないよう配慮した設備の設置 ○ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を他の医療提供施設と共有する体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と情報を共有する体制 ○ 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備 ○ 地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（月平均30回以上の報告・連絡の実績） ○ 地域の他の薬局に対し、利用者の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	地域の患者に対し安定的に薬剤を供給するための調剤及び調剤された薬剤の販売又は授与の業務を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	地域の他の医療提供施設と連携しつつ利用者に安定的に薬剤等を提供する体制 ○ 開店時間外の相談応需体制の整備 ○ 休日及び夜間の調剤応需体制の整備 ○ 地域の他の薬局への医薬品提供体制の整備 ○ 麻薬の調剤応需体制の整備 ○ 無菌製剤処理を実施できる体制の整備（他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理を実施する体制を含む。） ○ 医療安全対策の実施 ○ 継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置 ○ 薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対する、地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施 ○ 地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を行う体制が、厚生労働省令で定める基準に適合するものであること。	在宅医療に必要な対応ができる体制 ○ 在宅医療に関する取組の実績（月平均2回以上の実績） ○ 高度管理医療機器等の販売業の許可の取得並びに必要な医療機器及び衛生材料の提供体制

6

認定薬局の基準の考え方

● 患者が安心して相談しやすい体制

- <地域> 構造設備（プライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）
- <専門> 構造設備（個室等のプライバシーへの配慮、バリアフリーへの配慮）

● 医療提供施設（医療機関、薬局等）との連携体制（顔の見える関係づくり）

- <地域> 地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制（外来、入退院、在宅）、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：月30回以上）
- <専門> 医療機関（がん診療連携拠点病院等）との会議への継続的な参加、医療機関や薬局との情報共有の体制、それを担保する実績（医療機関への情報提供の実績：がん患者の半数以上）

● 地域でいつでも相談・調剤できる体制への参加（薬局間の連携など）

- <地域> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、薬剤の提供、地域のDI室の役割、特殊な調剤への対応（麻薬、無菌製剤処理）
- <専門> 時間外の相談対応、休日・夜間の調剤対応、抗がん剤等の提供、特殊な調剤への対応（麻薬）、抗がん剤等に係る地域のDI室の役割

● 一定の資質を持つ薬剤師が連携体制や患者に継続して関わるための体制

- <地域> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、研修修了薬剤師（常勤薬剤師の半数修了）、計画的な研修受講、医療安全対策
- <専門> 常勤薬剤師の勤務体制（半数が継続1年以上勤務）、がんの専門性を有する薬剤師、計画的ながんの専門性に係る研修受講、医療安全対策

● 在宅医療に対応する体制

- <地域> 在宅訪問の実績（月2回以上）、医療機器・衛生材料の提供

8